

京都市告示第 2 3 4号

児童福祉法第 2 1 条の 5 の 1 9 第 2 項の規定により, 指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 Bulesis	児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育 所等訪問支援	発達支援ルーム ほーむベース 2650200120	京都市上京区今出川 寺町西入大原口町2 18ルミナス今出川 1F	平成 30 年 6 月 30 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)